

10・31 野党合同街頭演説での演説大要

お集りの皆さんこんにちは。日本共産党の県副委員長・県会議員の斉藤信でございます。今日の野党合同街頭演説は、臨時国会の論戦に呼応して菅新政権の実態を明らかにし、来るべき解散総選挙で野党が力を合わせ、政権交代を実現するために開催したものです。

昨日まで、各党の代表質問が行われました。私は二つの大問題について訴えたいと思います。

一つは、菅首相が日本学術会議が推薦した科学者の6人の任命を拒否した問題です。

これは日本学術会議法に真っ向から違反するものです。同時に我が国の法治主義への挑戦であり、学問の自由をはじめとする国民の基本的な人権を侵害する、極めて重大な問題です。

日本学術会議法は、学術会議の「政府からの独立」を条文全体で保証しています。そのうえで会員は「学術会議の推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」（第7条）と明記しています。歴代の政権も中曽根首相をはじめ、「内閣総理大臣の任命はあくまでも形式的なもの」と国会で明言してきました。菅首相が理由も示さず、名簿も見ず6人の任命を拒否したことは、日本学術会議法に違反する違法・無法なものではないでしょうか。

菅首相は、憲法15条1項を持ち出して合理化しようとしています。しかし、憲法15条は、公務員の実質的な選定・罷免権が、主権者である国民にあることを規定したものであって、それをいかに具体化するかは、国民を代表する国会で、個別の法律で定められるべきものです。その法律に違反する任命拒否こそ憲法15条違反であるといわなければなりません。

「総合的、俯瞰的活動の観点から判断した」とか「一部の大学に偏っている」などといい始めていますが、日本学術会議法にない基準を持ち出すことこそ違法・無法なものです。

皆さん。この問題は、日本学術会議だけの問題ではありません。憲法23条で明記された「学問の自由」を侵害するものです。戦前の1930年代に滝川事件、天皇機関説事件など政権の意に沿わない学問への弾圧が行われました。それはすべての国民の言論・表現の自由の圧殺につながり、科学者は戦争に総動員され、侵略戦争の破滅の道に導いたのです。

強権をもって異論を排除する政治を絶対許してはならない。この世論と運動を大きく広げようではありませんか。

もう一つの大問題は、新型コロナ対策です。欧米で感染が新たに広がっています。国内では感染者が10万人を超え、29日には800人を超えました。北海道、宮城県、青森県では感染が拡大しています。

検査と医療の抜本的拡充は、感染防止と経済活動を両立支える最大のカギです。しかし、日本のPCR検査は人口比で世界152位と遅れています。無症状の感染者からの感染が約4割を占めるといわれています。無症状感染者を把握・保護する積極的な検査体制の戦略的転換が必要です。県内では、インフルエンザと新型コロナの同時検査を身近なかかりつけ医を含め200以上の医療機関で実施できるように整備する計画です。岩手は全国で感染者が27名と最小です。引き続き感染防止に取り組みましょう。

感染拡大が収束しない中で、地域経済と事業者の経営は深刻です。必要な支援策もいまだに届かず。休業支援金の支給決定は予算額の5%、家賃補助は2割強にとどまっています。さらにすべての支援策が年末までとなっています。必要な支援策の延長・継続とスピード感をもって支援策が事業者が届くように強く求めていこうではありませんか。

菅政権は、多くの国民、事業者が厳しい中で頑張っている中で、めざす社会像は「自助。共助。公助」だと言っています。困っている国民に自己責任を押し付ける菅自公政治を一日も早く転換しようではありませんか。

皆さん、野党共闘を野党連合政権をめざす共闘に前進させ、来るべき総選挙で必ず政権交代を実現しましょう。日本共産党は誠実に、全力で頑張りぬく決意を表明して私の訴えといたします。